

議会運営委員会会議録

令和4年5月27日（金）

（開 会） 14：00

（閉 会） 16：53

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 ① 】

- 1 議長の辞職に伴う議事運営について

【 内 容 ② 】

- 1 議席の一部変更について
- 2 議会運営委員会委員の選任について
- 3 常任委員会委員の所属変更について

【 内 容 ③ 】

- 1 飯塚地区消防組合議会議員の選挙について
- 2 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙について
- 3 議会選出各種委員等の選出について
 - (1) 国民保護協議会委員
 - (2) 防災会議委員
 - (3) 暴力追放・生活安全推進住民会議委員

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

先ほど開催されました代表者会議におきまして、松延議長より、その職を辞したい旨の表明がっております。「議長の辞職」については、地方自治法の規定により、議会の許可を要しますので、これに伴う議事運営について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議長辞職につきましては、地方自治法第108条の規定により議会の許可が必要でございます。

本会議を再開しましたら、「飯塚市議会議長の辞職」を急施事件と認定して議事日程に追加し、辞職の許可を諮っていただきます。

なお、その際、松延議長は除斥となりますので、退室いただき、副議長による議事運営となります。

辞職が許可された場合には、議長が欠員となりますので、「選挙第1号 飯塚市議会議長の選挙」を急施事件として議事日程に追加し、議長選挙を行っていただきます。

選挙の結果、新しい議長が決定いたしましたら、ここで就任あいさつをしていただきます。

その後、休憩をとっていただきまして、代表者会議並びに議会運営委員会を開催し、議長の交代に伴います議席の一部変更等についてご協議いただきます。

なお、議長選挙の投票に際しまして、演台の横に記載台を設置いたします。議員の自席と記載台のどちらで記載されてもかまいませんが、新型コロナウイルス感染症対策として、記載台に鉛筆は用意いたしませんので、記載台を利用される場合には、自席の鉛筆をご持参いただき

ますようお願いいたします。

また、これ以降は、議会の構成に関することについての議事となりますので、執行機関の出席は求めない運営としていただいてはと考えております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

代表者会議でということでしたけど、代表者会議はいつあったんですか。

○議会事務局次長

先ほど開催されました。

○川上委員

先ほどというのはどういうことですかね。さっき本会議を暫時休憩したでしょう。そのあと、この議運が始まるまでの間ということですか。

○議会事務局次長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

地方自治法で議長の任期はというふうになっていますか。

○議会事務局次長

地方自治法におきましては、議長の任期は、議員の任期というふうに規定されております。

○川上委員

そこでいう議員の任期というのはどういうことですか。

○議会事務局次長

議員の任期、市議会議員の任期は4年ございますけれども、議長の任期は議員の任期となっています。ただし、辞職される場合には、議会の許可をもって辞職することは可能となっております。

○川上委員

次長が今言われたのは辞職に関する規定のことを言われているわけでしょう。私が聞いたのは、議長の任期のことを聞いたんです。議長の任期は議員の任期とするというわけでしょう。これはというふうに解釈しているんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:04

再 開 14:05

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

地方自治法の第103条第2項に、議長及び副議長の任期は議員の任期によるというふうになっております。これについては、いわゆる市議会議員の任期4年の間は、議長になればその議長の任期は市議会議員の任期と同じとこということでございます。ただし、議長につきましては議会の許可を得て辞職することができますので、辞職される場合には、議会の許可をいただければ、任期は終わるということでございます。

○川上委員

議員の任期とするだから、通常は議員の任期は4年だから、4年だけど、なぜ4年と書いていないんですか。

○議会事務局次長

例えば、途中で議員が辞職される場合もありますし、前の議長が辞職されて、次の議長にな

った場合には、議員の任期の終わりまでとなりますので、4年というふうには書いてないというふうを考えております。

○川上委員

辞職とは関係ないんですよ。議員の任期なんですよ。だから議会が解散になるとかいうことがあるわけでしょう。ですから、議員の任期となっているわけです。

ところがですね、飯塚市議会の場合は、4年間、議長を議員辞職もしていないのに、4年間、議長を全うした議員がありますかね。本市発足以来、4年任期を全うした方がありますか。

○議会事務局次長

いらっしやいません。

○川上委員

大体2年ごとに一身上の都合を理由にして辞めていますね。なるときから、地方自治法の定めに従って、4年間頑張るぞと、そういう法律上の定めと同時に、市民との信頼関係、あるいは執行部との緊張関係を維持するという点で大事なんですよ。市長が2年ごとに交代しないでしょう。議会は、市長と執行部の行いをチェックするというのが、地方自治法の定めによって義務づけられているわけですよ。議長が、その立場にあるべき議長が、2年後には自分はいないんだと、暗黙の了解というか、あるいは1年後にはいないというようなことで、きちんと二元代表制に基づいて執行部を監視し、チェックすることができるのかというのが問われてくると思うんだけど、辞職の問題について言えば、先ほどから言われているけど、この期2019年の統一地方選挙の後、最初に選ばれた議長が上野議員でしょう。副議長が坂平議員。2年たったら、上野議員が、去年ですよ、大騒ぎしたじゃないですか。議会の冒頭――

○委員長

川上委員、ちょっと待ってください。今、議長の辞職に伴う議事運営について話をしていますので、だから、今までの経過とか、そういう自分の意見とかいうのは、ちょっと差し控えてもらいたいと思います。

○川上委員

ちょっと、議事運営に関わることなので。去年、大騒ぎしたでしょう。飯塚市議会で、こういうことを繰り返していいのかと。去年が前半戦で、今年が後半戦の話をするんですかと。市民の疑問とか惹起しかねない状態を今、飯塚市議会が迎えているじゃないですか。それで代表者会議で、議長が一身上の都合でというふうに言ったらしいけど、一身上の都合には、昨年5月の臨時議会のときに500万円の話もあったでしょう。そういうときからもう1年後には、辞表を出すという約束をね、松延議長までがさせられておったのか、しておったのかね、それは代表者会議では話にならなかったんですか。

○議会事務局次長

そういった話はございませんでした。

○川上委員

私は、地方自治法だとか、議会の当然あるべきルールよりも、議員の多数派のね、大きい多数派、小さい多数派、あるかもしれないけど、思惑含みの中で、市民の代表が、年間1500億円ぐらい使うんですよ、市長の予算執行、予算編成から執行までチェックするべき監視機関がね、こういうありさまでいいのかと。松延議長は病気でなければ、政治的な思惑で、一身上の都合で、辞意表明をさせられているんだったら大変なことですよ。そうですかと言って、議会運営委員会が辞めるんだったらどうぞと。じゃあ投票はどうしましょうかねというようなことだけ、議会運営委員会で話すわけにはいかないんじゃないですか。やっぱり昨年5月に選出されているんだったら、私は投票していないけど、でも選出されたんだったら任期中は、やっぱり命がけで市民のために仕事をすることと、議運としては松延さんを慰留して、辞表を撤回してもらうように言ったらどうですか。委員長、ちょっと考えてみてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:12

再 開 14:31

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

実は休憩中に松延議長にお会いして、先ほどから言っている理由で、辞意を撤回してやるべきではないかというふうに申し上げましたところ、辞意を撤回するというふうには言われませんでした。それで、非常に飯塚市議会の今後の、言葉の最も正確な意味で、名誉と市民の信頼のために危惧を覚えるわけですけれども、松延議長の態度を報告して、発言を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議長の辞職に伴う議事運営」については、事務局説明のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議長の辞職に伴う議事運営」については、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:33

再 開 16:10

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

お諮りいたします。秀村委員が議長に選出されておりますので、本委員会として、議長に選出された秀村委員の代わりに深町議員に委員外議員として出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。深町議員、お席のほうへお願いいたします。

(委員外議員 移動)

「議席の一部変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議席につきましては、各会派で協議がなされ、「飯塚市議会議席表」のとおり調整されておりますので、そのとおり決定していただいております。

また、本会議での取り扱いでございますが、「議席の一部変更について」を本会議再開後、ただちに日程に追加して、お諮りしていただいております。

可決されましたら、その場で議席の交代をお願いしたいと考えております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議席の一部変更については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更については、そのように決定いたしました。

次に、「議会運営委員会委員の選任」について、並びに「常任委員会委員の所属変更」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

まず、「議会運営委員会委員の選任」につきましては、秀村議長が議会運営委員会委員でありましたことから、議長就任にあたり、議会運営委員会委員の辞任願いが提出され、許可されております。当該欠員の選任について、先の代表者会議におきまして、深町善文議員を選任することで調整されておりますので、そのとおりに選任していただいております。

次に、「常任委員会委員の所属変更」につきましては、申し合わせによりまして議長は総務委員会に所属することになっておりますことから、福祉文教委員会委員でありました秀村議長及び総務委員会委員でありました松延議員からの申し出に基づきまして、先ほど、代表者会議において、秀村議長を総務委員会委員に、松延議員を福祉文教委員会委員に、それぞれ所属変更することが了承されておりますので、そのとおりに決定していただいております。

なお、本会議での取り扱いでございますが、まず議会運営委員会委員の選任については、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、本会議において、届け出の議員を議長において指名していただいております。

次に、「常任委員会委員の所属変更について」は、同条例第8条第3項により、議長が会議に諮って変更することになっておりますので、本会議において、申し出のとおり議長において所属変更をしていただいております。

なお、「議会運営委員会委員の選任」及び「常任委員会委員の所属変更」については、先ほどの議席の一部変更と同様に、議事日程に追加していただき、お諮りしていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会運営委員会委員の選任」について、並びに「常任委員会委員の所属変更」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 14

再 開 16 : 49

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

松延議員が飯塚地区消防組合議会議員の辞職願を提出され、同議員の辞職許可を受けておられます。これに伴い、同組合議会議員に、飯塚市議会から1名の補充を行う必要がございます。

議会選出の消防組合議会議員6名のうち1名については、議長の充て職とすることが慣例となっており、先に開催されました代表者会議において秀村議長を選出することで調整がなされております。

本会議での取り扱いでございますが、本会議再開後、「選挙第2号 飯塚地区消防組合議会

議員の選挙」を急施事件として、日程に追加し、選挙していただいております。

なお、選挙の方法については、議長の指名推選とすることにご異議のある議員がおられますので、地方自治法第118条第1項の規定により投票による選挙となります。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」については、そのように決定いたしました。

次に、「ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

松延議員がふくおか県央環境広域施設組合議会議員の辞職願を提出され、同議員の辞職許可を受けておられます。これに伴い、同組合議会議員に、飯塚市議会から1名の補充を行う必要がございます。

議会選出のふくおか県央環境広域施設組合議会議員8名のうち2名については、正副議長の充て職とすることが慣例となっており、先に開催されました代表者会議において秀村議長を選出することで調整がなされております。

本会議での取り扱いでございますが、先ほど説明いたしました「選挙第2号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙」ののちに、「選挙第3号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」を急施事件として、日程に追加し、選挙していただいております。

なお、選挙の方法については、議長の指名推選とすることにご異議のある議員がおられますので、地方自治法第118条第1項の規定により投票による選挙となります。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」については、そのように決定いたしました。

次に、「議会選出各種委員等の選出」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会選出各種委員等の選出につきましては、「議会選出各種委員等一覧表」のとおり選出することが、さきに開催されました代表者会議において、調整されておりますので、そのように選出していただいております。

本会議での取り扱いでございますが、先ほど説明いたしました「選挙第3号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」ののちに、「議会選出各種委員等の選出」を急施事件として、日程に追加し、選出していただいております。

選出方法につきましては、本会議において「議長の指名」により選出していただいております。

えております。

ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会選出各種委員等の選出」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議会選出各種委員等の選出」については、そのように決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。